

中国最古級摩崖佛經石刻遺跡の発見報告およびその考察

——山西省和順県沙峪摩崖造像遺跡の石刻『妙法蓮華經』觀世音菩薩普門品——

手 島 一 真

序—佛教刻經草創史

- 一、当該遺跡の概況
- 二、既知の石刻普門品經文と〈沙峪摩崖本〉普門品經文の位置づけ
結語にかえて

付表一 沙峪摩崖造像刻記釈文

付表二 沙峪摩崖本『妙法蓮華經』「觀世音菩薩普門品第廿四」刻

文及び校合表

序—佛教刻經草創史

中国史上における佛教普及の様相を考察するための有力な手がかりとして、經文を小石塔や石碑・石幢などに遺した刻經遺物、石窟壁面や天然の磨崖に遺した刻經遺跡を挙げる事ができる。⁽¹⁾

刻經の源流としては甘肅省永靖県の炳靈寺石窟に遺る西秦時代の

窟壁面への墨書が挙げられ、草創期の刻經としては北涼時代の小石塔における刻經が經典石刻の嚆矢とされる。⁽²⁾ この北涼石塔はこれまでに一四基ほどの遺存が知られ、そのうち〈酒泉馬德惠塔〉に「承陽二年歲在丙寅」とある紀年が赫連承の承光二(四二六)年丙寅と見られ、また〈敦煌□吉德塔〉に「丙寅」とある干支も同年と見られ、これらが有紀年中最古の刻經遺物とされる。他の小石塔の紀年もみな五世紀前半で、ほぼ同時期のものである。無紀年のものも含め刻經は一二基にあり、いずれも『佛說十二因緣經』が刻される。⁽³⁾

「石碑(造像碑含む)では、四川省茂県出土の〈釈玄嵩造像碑〉碑側に「諸行無常是生滅法生滅々已象滅爲樂」の所謂諸行無常偈が刻されるのが古く、南朝齊の永明元(四八三)年の刻記を有す。⁽⁴⁾ 華北では北魏の熙平二(五一七)年造〈法潤等造不增不減經頌〉四面刻石の記録がある。⁽⁵⁾ また同じ『佛說不增不減經』を刻した洛陽出土の〈造像刊經碑〉を、無紀年ながらその作風が龍門古陽洞の列龕に相似するとして北魏後期に比定する意見がある。⁽⁶⁾ 現在この碑は洛陽博物館

に収蔵されており、筆者の調査時における館の説明書きでは、北朝（公元三八六～五八一年）と記され、推定制作時期の幅が広げられている。^(七) また山東省臨朐県明道寺舍利塔壁より発見されたいくつかの石刻造像片に、『妙法蓮華經』序品および『大方等陀羅尼經』に出る佛・菩薩・諸弟子等の名を刻すものがあり、別の出土菩薩像片に東魏の天平元（五三四）年と推定できる干支が刻されていることから、これらを北魏末～東魏初と推定する論説があるものの、刻されている内容は文章としての経文ではなく、尊格名である。^(八) さらに有紀年碑を追えば、東魏天平四（五三七）年の〈天平造經〉が記録上にあるが詳細は不明であり、また同じ東魏天平四（五三七）年造の〈佛立像碑〉碑陰に『金剛般若經』（節文）があり、次いで東魏武定八（五五〇）年造の河南省禹県の〈高王「觀世音」經碑〉がある。^(九) 他に無紀年碑の記録ではあるが、陸増祥『金石統編』卷二の〈金剛經碑〉は河南省河内県（現、沁陽市）にあり、その字体から東魏の項に付されている。時代が東魏から北齊に替わると、天保一〇（五五九）年の〈妙法蓮華經並造像碑〉が河南省輝県通玄寺にあるとの記録があり、^(一〇) 皇建元（五六〇）年の山東省東平県の〈重修海檀寺碑〉には『觀世音經』が刻され、^(一一) また同年とされる山東省泗水県の〈天明寺碑（郷老拳孝義篤敬碑）〉には『維摩詰所說經』が刻されるなど、以後刻經碑の制作が頻見されるようになる。^(一二)

石窟・摩崖における刻經では、青天河北魏摩崖石刻（河南省焦作

市博愛県）に『妙法蓮華經』觀世音菩薩普門品の經題と冒頭部分が「爾時無盡意菩薩……皆得解脫」まで北魏永平二（五〇九）年の刻記とともに刻されているのが最古と見られる。^(一三) また曾存のものであるが、山東省済南市歴城の黄石崖に北魏～北齊間のいくつかの摩崖造像や刻記とともに刻まれた経文があった。その内容は、經題を「大般涅槃經偈」と掲げ、諸行無常偈四句と『大般涅槃經』高貴徳王菩薩品の「如來證涅槃 永斷於生死 若能至心聽 常得無量樂」の偈、そこから改行なく続けて『妙法蓮華經』觀世音菩薩普門品の冒頭本文「爾時無盡意菩薩……皆得解脫」までである。この刻經のうち、普門品經文は青天河摩崖石刻經文と全く同じ部分であり、しかも後述するように青天河と黄石崖はともに本稿で紹介する沙峪摩崖石刻の經文と同系統と見られるものである。ただし黄石崖刻經の刻字時期については、東魏と見る向きが多いが北魏あるいは北齊とする見解もある。^(一四) またまった量の經文を刻した遺跡として知られるものには、北齊の初年である天保元（五五〇）年に窟開鑿の小南海（善心、鰲蓋山）石窟（河南省安陽県）、^(一五) 天保年間（五五〇～五五九）前半期の窟開鑿と考えられ天統四（五六八）年から武平三（五七二）年の刻經であることが『唐邕刻經記』により知られる北響堂山（鼓山）石窟（河北省邯鄲市峰峰礦区）、^(一六) 『滏山石窟之碑』の発見により北齊天統元（五六五）年の窟開鑿であることが判明した南響堂山（滏山）石窟（河北省邯鄲市峰峰礦区）、^(一七) 北齊武平六（五七五）年～七（五七六）年の刻經と推定

されている中皇山（鳳凰山、唐王山、鳩皇宮）石窟（河北省涉県）がある。また具体的な場所は未詳ながら、北斉初期と伝えられる「一切釋經」もしくは『華嚴經』の刻経が山西省遼州（現、左権県）にあるとする記録がある。つづく隋代の刻経としては、開皇九（五八九年）年の紀年がある宝山靈泉寺大住聖窟（河南省安陽県）の刻経、開皇一三（五九三年）年の紀年がある黄山（少容山）八会寺（封崇寺）刻経龕（河北省曲陽県）の刻経などを挙げることができる。また先述の北響堂山（鼓山）石窟南洞の南隣にある通称大業洞には、その左壁に「妙法蓮華經普門品第廿四」と経題のみ刻されている。さらに北斉時代を中心とする、『文殊般若經』等の抜粹経文を刻した刻経遺跡も、河北・山東を中心に多数存在している。なお林瀟山洪谷寺千佛洞（河南省林州市）は北斉武平五（五七四年）年の造営ながら窟中の刻経は唐の乾封元（六六六年）年の重修時のものであり、また房山（石経山）雲居寺藏経洞（北京市房山区）の最初の窟である雷音洞の開鑿すなわち開窟・造像の開始は隋の大業二（六〇六年）年以前であるが、同洞の刻経完成は唐の貞観二（六二八年）年のことと見る見解が妥当であろう。

筆者はこの度の現地調査において、中国の従来の調査では北朝期の佛教造像遺跡であることが知られていたものの、未紹介の刻経遺物を含み、しかも目下のところ最古級の石刻佛敎經典として位置づけられる遺跡を見出した。山西省晋中市和順県の西南部、左権県と

の県境に近い陽光占郷沙峪村にある、「沙峪摩崖造像」と呼ばれる遺跡の刻経がそれである。この造像遺跡の中心地点近くにある石刻經典は、後秦の鳩摩羅什によって四〇六年に漢訳された『妙法蓮華經』（以下、『法華經』と略称）の「觀世音菩薩普門品」（以下、普門品と略称）の全文である。当該石経は、これに付された刻記に、北魏の永安二（五二九年）年に制作されたものであることが明記されている。『法華經』の石経としては同じ普門品を刻出する五〇九年の青天河北魏摩崖石刻に次ぐものであるが、経中の一品全文を刻出するものとしては最古のものである。

これを紙本古写経の遺存状況と比べてみるならば、書写年次が記される『法華經』古写経中最古と目されるものは、ベルリン・プランデンブルク人文科学アカデミー所蔵のトルファン・コレクションントユク出土の、「使持節侍中都督南徐（以下闕）／騎大將軍開府儀同三司（以下闕）／郡開國侯蕭道成（以下闕）」（後の南齊太祖高帝）の三行の識語を有する普門品の写本で、劉宋昇明元（四七七）年の作と見られている。遺存経文は経末尾五行の上部、一行一七〜一八字と推算されるうち各行一、二、四、八、七文字で、経題は見えず、わずかに計三二字である。これに次ぐものは東京の書道博物館所蔵敦煌文献の北魏孝昌三（五二七年）年書写になる尹波〔写〕『觀世音經』（識語中に觀世音經と称す）であり、その遺存経文は普門品の尾部で、一品全文の二割強に当たる一行一七字×二五行ほどの文字を遺

すものである。^(三三)さらに、吐魯番博物館所蔵新疆ベゼクリク（柏孜克里克）石窟出土の麴氏高昌の建昌五（五五九）年書写になる比丘義導〔写〕『妙法蓮華經觀世音菩薩普門品（觀世音經）』があり、その遺存経文は普門品尾部の一行一七（一八）字（うち毎行頭二（三）字闕）×一七行で、書道博士よりも少ない。^(三四)こうした古写経の遺存状況に対し、当該石経は書道博士に後れること僅か二年であるとともに、テキストとしてはかなり完形に近い最古級の形態を示すものである。

本報告では、当該遺跡の概況紹介と、石刻『法華經』普門品諸テキストの系統中における位置づけを行ない、もって中国北朝隋唐期佛教史・佛教社会史研究に資する基礎的成果を提供することを意図するものである。

一 当該遺跡の概況

沙峪摩崖造像遺跡のある和順県は、山西省東部にある晋中市に属し、県城は省都太原市からは東南東に一〇〇kmの位置にある。山西省の東半を縦走する太行山脈が、このあたりでは東西幅一〇〇kmあるが、そのほぼ中間地点に当たる。周囲との交通は現代においても限られ、同じ太行山脈中にある北の昔陽県、南の左権県の両県域に通じる道が南北に通る。また東西に出る道もあり、西は晋中市街を経て太原市に、東は華北平原の河北省邢臺市に通じる。

北魏時代、現在の和順県の辺りに県が置かれた記録はないが、こ

の地域は并州楽平郡に属し、北には郡治の沾城、南には遼陽県があったて、その中間に位置していた。近傍を流れる清漳水は南流し、涉城（現、河北省涉県）を過ぎ濁漳水と合流して漳水となり、相州（魏郡、鄴。現、河北省磁県の南）を経て東北流していく。当該遺跡のある沙峪村は、現在の和順県域から西南西に距離二五km、晋中市に向かう途上にあり、遺跡もその道に南面している。如上のことから、この道は当時においても利用されていたものと思われる。

国家文物局主編『中国文物地図集・山西分冊』（解説編）七三四頁に「沙峪摩崖造像」と題する項目の記事によれば、東魏および隋の遺跡で、東西に走る山崖上に二七mにわたり、総四区からなり、第二区には、大魏武定二（五四四）年十一月十日造、開皇九（五八九）年四月十五日造、刻記が、また第四区には、開皇五（五八五）年造像刻記がある、等と紹介される。だがこの「大魏武定二年」とする記述は、後述のごとく判読時に錯誤を犯している。

造像群が刻まれる大巖は、道路より四mほど山崖を登ったところの少しばかり平坦になっている場所であり、造像群は概ね南面している。区域は上掲地図集の記事に従って西より第一区と呼称し、東に向かって第二区、第三区、第四区となる。第一区と第二区は接しており、少し離れて第三区、ほど近くに第四区、と位置する。全体として佛龕や摩崖造像は地表から二m前後の高さまでに制作されている。第一区東半の巖の地表に接する箇所にはいくつかの小龕の頂

上部分だけが遺存しているものがあり、それより下の部分はすでに失われているようであるが、もとは大巖の下方に向かってもう少し龕が制作されていたことがうかがえる。現状では第四区のみ煉瓦積みみの祠で保護されているが、それはここに像高約一・六m（毀壞された頭部痕含む）で遺跡最大となる二菩薩摩崖立像が、藝術性の高い容貌をもって屹立しており、現在も周辺住民の信仰を集めているためであろう。一方で遺跡の一部には、白色半透明の合成接着剤状のものが塗られた箇所がある。これは遺跡保護のための仕様なのか、あるいは鋳型のように型をとるといった別の目的でなされたのであろうか。これによって確かに剥落が抑えられているようにも見えるが、石に刻まれた二部の文字の判読を難しくしており、特に本考察の主対象たる第二区の普門品刻経は全面に塗布されて摹拓もほとんど困難な状態にある。

第一区は、西半巖が高二・六m×寛一・五m、東半巖が高二・七m×寛一・七〜一・一mで、そこに塔龕二、大龕四、小龕一一（極小龕除く）、刻記二四（供養人像の刻記含む）が遺る。刻記には、開皇四年（三箇所）、開皇五年、開皇六年、開皇九年、開皇一〇年の年次が記される。

第一区崖面西半には、ほぼ上下に並ぶ二つの塔龕が精密な描写で刻され、そのうちの下方塔龕に遺る「開皇四年四」刻記が第一区

で最も早いものであることから、この西半面は塔龕を中心に形成されたことが分かる。

東半は概ね上下四段で構成され、最上段には全面にそれぞれ光背を有する六つの佛（菩薩を含むか）が並ぶが、西端表面は剥落しており、そこにはさらに像がもう一軀あつて七像であつたのかもしれない。中央近くには蓮臺上に乗る佛立像があり、衣帯は通肩、光背は菩提樹葉状の頭光のみの形式である。像頭部の形は鮮明でないが、斜め前方を向いているように見える。その左方（像から見ると、以下同じ）には佛坐像が二軀と立像が一軀の順で並ぶ。坐像には臺座はなく、舟形光背が全身背面を覆う。左端の立像は、蓮臺上に乗る、光背は頭光のみで、その頭部は斜め前方を向き、僧形であることが見て取れ、右手を左方に掲げて蓮華を持つことから、菩薩像もしくは供養者像である可能性がある。中央立像の右方には、左方と同様の二つの佛坐像が並び、その先は表面が剥落している。これら一群の造像に刻記は無く、衣帯やとくに蓮臺の描き方に特徴があり、隋より後のものではない古い様式を感じさせる。

次いで、その下を上段と称することにしているが、そこには二大龕が並列、そしてその下の中段には一大龕が中央に位置する。上段の二大龕には「佛弟子一供養者名一侍佛時」という供養者を記す刻記が一箇所あるのみであるが、その東大龕左脇の小龕には「開皇六年」の刻記が遺る。中段一大龕も供養者を記す刻記があるのみだが、最

下段の地表近くに並ぶ小龕のうち二箇所に「開皇四年歲次甲辰六月」
 「開皇四年七月」の刻記が見える。いずれも小龕は大龕をよけて制作
 されたものと見られるから、中段一大龕は開皇四年までに開鑿され
 たと考えられ、そうであれば第一区東半も西半と同じ頃に開鑿され
 たものとなる。

第二区は、龕の壁面に高一・七m×寛二・三mで刻され、そこに
 刻経及びその刻記、大龕一、小龕一六が確認でき、また摩滅の激し
 い小龕の痕跡一も見える。

上段一面に「妙法蓮華」経観世音菩薩普門品第廿四」の経題で始
 まる刻経が高〇・四m×寛一・七mの面を占めており、その下の中
 段中央に北魏の永安二（五二九）年十一月の刻記が二件連なっている
 （別掲付表一 第二六番）。その前半は「大魏永安二年十一月十日戊
 寅」、後半は「大魏永安二年十一月戊寅朔五日」と記される。これこ
 そ、先の『中国文物地図集』がその年次を「武定二年」と誤って収
 載したものである。さらにこれらの年月日を曆に照らせば、同年一
 月の干支が「戊寅」であり、前半刻記で一〇日が戊寅であるかの
 ような表記は「十日」と「戊寅」の先後を誤っている。つまり後半
 刻記の「十一月戊寅」の表記が正しいわけである。

しかし、前半に十一月一〇日、それに続けて後半に十一月五日と
 刻されているのは、どのように理解すべきか。前半の趣意は、

勸化主張逕香（中略）敬造觀世音經一卷、國主老壽、佛法興隆、
 四方闡大、後爲造經諸人等、體力安和、無諸留難、彌勒下生、
 願登初首、一時同會、願々嚙心、所求如意。

とあるとおり、勸化主張逕香ら三人が觀世音經一卷を敬造し、國
 主の老寿、佛法の興隆、四方の富大を祈り、その後造經諸人らが
 身体健全で災厄危難が無く、彌勒の下生の際には最初に参上し、一
 時にみなともに（弥勒に）会遇し、心願が意のままになること、で
 ある。これに対し後半の趣意は、

闡士佛弟子張逕香（中略）發願造像四區、上爲國延主祚、爲七
 世父母、生身父母、因緣眷屬、後爲兄弟見存闡者高闡、所求
 如意、闡闡天、闡闡家頼、願々從心、普同思慶。

とあるように、清信士佛弟子張逕香、張雙、張洛成、張湛の兄弟四
 人が發願して像四軀を造り、上は國と國主の永世の為にし、下は七
 世父母、生身の父母、有縁の眷屬の為にし、その後には兄弟で現在
 士官にある者は高位に出世し、心願が意のままになり、名を輝かせ
 て天に転生し、里や家の者たちも普く同慶にあずかること、である。
 つまり後半に示される内容こそが、この度の事業の出発点であり、
 造像事業の発起人たる張逕香ほかの兄弟四人が發願して、上は國家
 の繁榮、下は自らの一族を中心とした今生での隆盛と後生善処を内
 容とするものであった。次いでこの張逕香があらためて「勸化主」
 となり、この事業に賛同した有縁の者たちが集まり願主となって刻

經を行ない、皇祚長久、佛法の興隆、国土郷土の豊穰、そして願主らの現世安穩、さらに未來佛たる弥勒佛に誰よりも先に会えることを願ったのである。つまり、恐らくは造像開始後のわずか五日の間に多数の協賛者を集め得たことにより、それらみなのための刻経が行なわれ、さらにそれらを一連の事業と見て趣意を連ねた刻記が經文の下面に付された、という次第が想定されるのである。

また、ここで造営されたという「造像四区（＝軀）」が同じ壁面上で同定できないが、經文全体の上方の巖塊に剥落の痕が見えることを鑑みれば、かつてはこの經文の上方に四つの佛像が存したのであろうか。

そしてこの度の刻経は、「妙法蓮華經觀世音菩薩普門品第廿四」と題しながらも、刻記中では「觀世音經一卷」と記していた。つまり、普門品が『法華經』の一部であることを認識し、その経題を保持しながらも、『觀世音經』と通称されていたことが知られるのである。『法華經』普門品が単行の『觀世音經』としても流行したのは、この経には特に様々な災厄危難から身を護るなどの利益りやくがあると説かれ、その靈驗に信仰が寄せられたことによる。

ところで先に言及した「青天河北魏摩崖石刻（河南省焦作市博愛県）」は、黄河の支流沁河の又支流である丹河の沿岸断崖上に位置する。丹河は河内郡（現、河南省沁陽市）で沁河に合流するが、逆に丹河を溯ってまっすぐ北上すれば高都（現、山西省晋城市沢州県東

北の高都鎮）に至ることになる。高都は、西燕の慕容永のときに建興郡が置かれ、北魏太武帝の太平真君九（四四八）年に郡を廃されたが、文成帝の和平五（四六四）年に郡に復され、孝荘帝の永安年間（五二八～五三〇）中に郡を罷めて建州とされ、高都城が治所となる（『魏書』卷一〇六上・地形志「建州」）。次に挙げる「青天河摩崖石刻」刻記の冒頭に記されるように、この石刻は丹河沿いに南北を結ぶ丹道、すなわち高都から河南方面に抜ける道路の造作が終わろうとしている時に制作されたものであり、それは永平元（五〇八）年一月から翌二年二月にかけてのことであった。^{（三六）}

丹道を通治するに卅二難あるも、南より北に至るまで造作訖らんとす。この難に会遇するに、その側に自然石の靈容を造るべきに堪えるものあり。遂に微心を発して觀世音像一区を刊造し、並びに觀世音經を注す。序首一啓、路人をして憩息の暇に礼誦敬拝し讚誦して感悟せざるなきを因生せしめんと欲す。經に云わく、福不唐捐（觀世音菩薩を恭敬礼拝すれば、さいわいなる実りの果報が得られることは確実である）。と。妙旨の明驗と謂うべし。後に願わくは、斯の道堅固にして永く虧損すること無く、行士の馳途をして坦然として碍げ無からしめん。所願是の如し。その道、大魏永平九年冬十有一月を以て建て、二年春二月に至りて成り訖る。凡そ用夫は四千、その日は九旬なり。南無觀世音菩薩。一切の毒害を消伏し、行人の（この像・經を）

見る者、宜しく菩提心を発すべし。

つまりこの造像と刻経は、今ここに開通した丹道の永堅と行人の無事を願うという現実的利益、そして発菩提心を願うという佛教精神の発露に目的があつたのである。

一方（沙峪摩崖本）の普門品（『觀世音經』）石刻においては、先に見たとおり、皇祚長久、佛法興隆、国土郷土豊穡、願主らの現世安穩、未來佛たる弥勒佛への速得会遇が願われた。国土郷土豊穡と願主らの現世安穩は、まさに現在の現実的利益である。弥勒への会遇のことは、ここでは来世のこととして想定しているのであるが、それまで含めて觀世音菩薩の靈験に与ろうとしていたのであつた。

なお当区のその他の刻記を紹介すれば、隋の開皇五年（二箇所）、開皇八年（二箇所）、開皇九年の年次が記される。これらのうちで最も古い開皇五年（二箇所）が最下段の地面に接するところに刻され、一方で後の年次のものがそれらより上の、中段の巖中央部を占めていることは、一体どう考えたら良いのであろうか。あるいは、かつては地面が今よりもかなり低いところにあつた可能性もある。

第三区は、巖の壁面に高一・九m×寛二mで極小龕が整然と並び、所謂千佛龕である。巖は中段を左右に走る大きな亀裂によつて上下に分かれ、上段は摩滅が激しい。下段も全体的に千佛龕が並び、それらよりもやや大ぶりの小龕が中央縦一列に七つ並び、そのうち

四つめ（中央）の一龕は他よりもさらに少し大ぶりである。この縦列に並び七つの佛龕は、恐らく中央を積尊とする過去七佛であろう。なお七佛龕の右脇外には文字を刻しうる平面が5cm程度の幅で確保され、最の上に位置する龕の右脇に文字の痕跡と思しきものがわずかに遺るものの、判読はできていない。

第四区は、南側に張り出している西巖と、奥まっている東巖に分けて見ることができる。先に触れたとおり、この大龕を囲つて木造の祠が造られ、その中心には瓔珞を着した高一・六mの二菩薩立像が位置する。この二菩薩像は西巖凸部の最前面に少しく間隔をもつて造られている。二菩薩の右脇壁面には、高〇・五mの菩薩立像一軀がある。二菩薩に挟まれる中央の壁面には、上段に刻記が、中段に小龕一と刻記が、下段に小龕一がある。二菩薩の左脇側面には、上段に刻記一がある。下段には菩薩形に似た高〇・六mの立像一軀があり、その脇に刻記「楊洪義像」とあることから、これは供養者像かと見られる。そこから隣接して東巖があり、その南面に小龕三と刻記三、さらに制作用途であつたかと思しき線刻も遺る。

当区の刻記には、開皇三年、開皇五年、開皇八年、開皇九年の紀年がある。その最古のものは東巖の東端に位置する小龕の開皇三年刻記である。西巖二菩薩立像に挟まれた壁面中段の小龕の刻記が開皇五年でこれに次ぎ、二菩薩像はその刻記によれば開皇八年の制作

であるから、西巖は小龕がまずあって、これを挟む形で二菩薩像が後から造られたのである。

二、既知の石刻普門品経文と〈沙峪摩崖本〉普門品経文の位置づけ

従来知られる石刻普門品（『観世音経』含む）と〈沙峪摩崖本〉を、成立順に隋代まで列記すれば次のとおりである。^(三七) なお「」は石刻にある経題を示し、〈〉は既存報告による標題ないし仮称である。また「沙◇」は本稿付表の〈沙峪摩崖本刻文及び校合表〉における行数を◇で示している。

- ① 青天河北魏摩崖石刻「妙法蓮華經普門品第廿四」節文〔北魏永平二（五〇九）年、河南省焦作市博愛県〕
- ② 沙峪摩崖造像石刻「妙法蓮華經觀世音菩薩普門品第廿四」全文〔北魏永安二（五二九）年、山西省晋中市和順県〕
- ③ 黄石崖摩崖石刻「大般涅槃經偈（普門品は経題なし）」節文〔東魏（五三四～五五〇）？、山東省濟南市歷城区、拓本のみ遺存〕
- ④ 重修海檀寺碑碑陰〈観世音経〉（経文詳細は未詳）〔北齊皇建元（五六〇）年、山東省東平市〕
- ⑤ 南響堂山石窟第四窟内壁（阿弥陀洞）「妙法蓮花經觀世音普門品第〔廿四〕」全文〔北齊天統元（五六五）年開鑿、河北省邯鄲市峰峰

礦区^(三八)

- ⑥ 木井寺碑「妙法蓮華經觀世音普門品二十四」（経文詳細は未詳）〔北齊武平二（五七二）年、河北省涉県^(三九)〕
- ⑦ 中皇山石窟外壁（趙妃母刊）観世音経 全文か（経文は僅かに一部遺存）〔北齊武平六（五七五）～七（五七六）年刻経、河北省涉県〕
- ⑧ 黄山八会寺刻経龕「妙法蓮華經觀世音普門品第廿四」全文〔隋開皇一三（五九三）年刻経、河北省曲陽県〕
- ⑨ 北響堂山石窟大業洞「妙法蓮華經普門品第廿四」経題のみ刻され 本文は未刻〔北齊末～隋大業年間？、河北省邯鄲市峰峰礦区〕
- ⑩ 万佛堂孔水洞〈添品妙法蓮華經觀世音菩薩普門品〉（経文詳細は未詳）〔隋大業一〇（六一四）年、北京市房山区〕
- ⑪ 房山雲居寺雷音洞「妙法蓮華經觀世音普門品第廿五」『法華経』全文〔隋大業一二（六一六）年～唐貞観二（六二八）年、北京市房山区〕

従来知られる石刻普門品で最古のものは、既述の河南省焦作市博愛県の青天河北魏摩崖石刻である。この遺跡は、まさに河南省と山西省との境界あたりの、蛇行する丹河東岸の河面から屹立する山崖の水上二〇mほどの崖面に、高〇・九m×寬一・二mの四角い平面が磨かれ、そこに観世音菩薩の線刻画、および『法華経』普門品首部の一節と、これらを制作した縁由が刻されている。この〈青天河

本）の經文とは、

妙法蓮華經普門品第廿四」

爾時無盡意菩薩即從坐起偏袒右肩合掌向佛而作是言世尊」

觀世音菩薩以何因緣名觀世音佛告無盡意菩薩善男子若有」

無量百千萬億衆生受諸苦惱聞是觀世音菩薩一心稱名觀世音菩薩」

即時觀其音聲皆得解脫」

の五行九九字であり、この後に「佛弟子清信士建等……」と刻記が続く。經文を『大正藏經』本と対照すると、經題が「觀世音菩薩普門品」でなく単に「普門品」となっているほか、「正藏」座起↓坐起（二行目）、「正藏」苦惱↓苦惚（四行目）の相違が指摘できる。この石刻本の二字はそれぞれ『大正藏經』本の文字の異体字ではなく別字である。その点で同經各種經文との異同が留意され、前者「坐」は、本稿付表二で校合石刻本としている（八会寺本）および（雷音洞本）では不清もしくは闕失で比較できないが、（沙峪本）・（黄石崖本）は（青天河本）に同じく「坐」である（南響堂山本）は判読不能。後者「惚」は、（沙峪本）・（黄石崖本）が（青天河本）に一致し、また（八会寺本）も若干異体であるが、同字であると認められる（雷音洞本）・（南響堂山本）は判読不能。なお普門品中に「惱（惚）」字はもう一箇所「欲來惱人」と出現する。付表二（沙峪本）の一六行目〔沙16〕は判読不能であるものの、（八会寺本）はやはり「惚」であるほか、（南響堂山本）も「惚」で一致する。

（南響堂山本）は一部判読不能の部分があるものの、完形に近い經文を遺存する。付表二〔沙30〕に「設欲求男礼拝恭敬」とある尾部の「恭敬」は、校合諸本のうちでは高麗版大藏經初雕本『添品妙法蓮華經』のみ「恭敬」であり、他はすべて「供養」となっていたが、（南響堂山本）は「恭敬」であり、（沙峪本）と一致する。さらに、〔沙52〕にはすべての校合本に比べ「應以婆羅門身得度者即現婆羅門身而爲說法」の一九字の不足があるが、これも（南響堂山本）では全く同様に開けている^{四〇}。

このことにより、（沙峪本）の当該一九字の不足は、刻經制作時の脱漏と見るよりも、それ以前の時点より脱漏のある經文が存在し流布していたと考えるのが自然であろう。先に見た「惚」「恭敬」の異同も一致することを併せて考えるならば、（南響堂山本）は（沙峪本）と同系統の經本に依拠して制作されたことが推定できるのである。

またごく一部の經文のみを刻したものはあるが、（青天河本）と（黄石崖本）はともに「惱」を「惚」とし、さらに（八会寺本）の二箇所の「惱」も「惚」であった。（八会寺本）には一九字の不足は無いが、これら三本は（沙峪本）・（南響堂山本）に近い系統の本であったことが窺われる。

結語にかえて

従来、刊本大藏経以前の經典の流传については、敦煌や吐魯番などから出土した紙本写経が考察のための数少ない史料であったが、石刻經典の発見とその内容を整理することは、経文の系譜を探る新たな資料としての可能性に道を開くものである。本考察では、佛教石刻經典の最古級遺物に関する発見報告とともに、それが『法華經』普門品の最古級形態の発見報告でもあり、またそれが節文のみの他の普門品初期刻経とも関連性を有する一方、とくに南響堂山石窟の普門品全文刻経と同系統であることを明らかにした。

さらに石刻經典に関する情報の集約は、別の観点からの考察も可能とする。本考察で対象となった『法華經』普門品は人々の信仰の大きに集めた經典であり、それゆえ本経を刻した遺物は少なからず存在し、なお文字情報が集約されていない刻経遺物もいくつが存在する。これを将来的に集成していくことは、当時における佛教の普及のありさまを教団史と社会史の両面から解明することに資するであろう。

〈沙峪摩崖造像〉の北魏永安二（五二九）年刻経を造営した者たちは、何も肩書きを記しておらず、その中心にいた張選香、張雙、張洛成、張湛ら兄弟もどういった人物であったかは知り得ない。しかしこの刻記に僧の名が現れないことを考慮すれば、彼ら自身が觀世

音普門品の経本を所持読誦し、経の説く靈驗について認識していたのであらうと思われる。また弥勒の下生に関する記述もあることからすれば、本経以外の佛教の教義に関しても一定の知識を有しており、それを理解するに足る文辭的教養も一定程度備えていたと考えることができよう。

刻経が造られた時代の背景を一瞥しておこう。刻経制作は北魏の永安二（五二九）年一月であったが、その前年たる武泰元（五二八）年二月には首都洛陽で胡太后（靈太后）の企図によると見られる孝明帝の急死があり、これに反発した爾朱榮が北辺の武川鎮から挙兵して洛陽に迫り、四月、二二歳の元子攸を孝莊帝として擁立し即位させる（建義と改元）とともに爾朱榮自らは太原王となり、また自らの息女を孝莊帝に娶らせて皇后とし、胡太后らを君側の奸として捕らえ黄河に沈めた「河陰の変」があった。さらに河北では葛榮が一帶を略奪し、百万とも称された軍を率いて鄴を囲み、博野（定州の東）で天子を自称するまでに至ったが、北魏の実権を握った爾朱榮が九月にこれを滅ぼし、元号を建義から永安へと改めさせたのであった。永安二（五二九）年は、二月に王慶祖なる者が并州南部の上党で衆を率いて王を自称する事件があったが、これを速やかに鎮圧すると、三、四月には皇族の遠縁に当たる上党王の元天穆に山東地方の邢杲を討たしめて平定した。また四月には南朝梁の後援を得た

皇族の元顥が梁国（現、河南省商丘市南）の城南で帝を称し、孝基の元号を建て、五月に梁国・滎陽（現、河南省鄭州市西）を陥れ、虎牢（滎陽の西）の爾朱世隆を遁走させ、洛陽に入つて孝莊帝を河内（現、河南省沁陽市）に奔らせ、建武と改元した。しかし七月には爾朱栄が元顥を破つて捕らえている。九月には幽州（現、北京市）での韓樓の反抗に対し、爾朱栄は大都督の侯淵を派遣して平定し、同月、東秦州（現、陝西省黃陵県西南）では万俟醜奴の反乱が起きるが、翌永安三（五三〇）年四月には雍州刺史の爾朱天光が平定している。

このように北魏治下での軍事行動は頻発しているが、并州・相州の一带は、爾朱栄による征圧以来、小康状態を保っていたといえる。実現はしなかったが、爾朱栄は自らの本拠地たる晋陽に遷都する意向を持っていたのであり、首都洛陽にいる皇帝さえ遠隔の晋陽や戦地から操縦していたのであるから、本拠地の周辺地域であれば当然その威光が透徹していたことであろう。

爾朱栄は、永安三（五三〇）年九月に孝莊帝によって謀殺され、爾朱氏の後裔たちは一〇月には東海王元暉を新帝に擁立し、一二月には孝莊帝を捕らえ晋陽に連行して殺害するが、同じ頃に河西から紇豆陵步藩らが晋陽に迫り、爾朱兆は敗れて先の小康状態も終焉に至る。かの〈沙峪摩崖造像〉の刻経は、この前年十一月の、わずかな平穩状態を享受しつつも戦乱の予感から逃れられない時期に、人々

の希望を託して造営されたものであった。

本刻経が石窟寺院内でなく自然の摩崖に制作されたことは、経文が世俗社会の人々の目にも容易に触れる状況を現出したことを意味する。あるいは、講話や紙本によって教化されていた内容が世俗の人々によってあらためて形あるものに創造されたというべきであろうか。つまり、經典の内容が世俗の人々によって消化吸収された結果からの展開としてこの刻経は出現したのであり、それは摩崖小佛龕など民間造像活動の隆盛とも軌を一にすることができる。

これに続く六世紀中葉から後半の時期に多数現れる刻経は末法思想以外の動機によるものとする指摘があるが、それらも現世・来世にかかわらず救済を求める人々の指向という点から統合的に見ることもできるであろう。すなわち、近い未来、遠い未来、そして死後の来世という、人として誰もが不安を感じる事柄に回答と指針を与えようという佛教の本来的な目的が追求された結果、その人々の指向のもとに裾野のように立ち現れた現象が、世俗の者による刻経であり、造像であったのである。このようにして人々の意識を佛教が席卷した「佛教基層社会」とも呼ぶべき状況が現出したと思量する。

註

（一）佛教石刻に関する歴史をまとめたものとして、国家文物局教育処（編）

『佛教石窟考古概要』（文物出版社・北京、一九九三年一月。当該の「第一編 中国」は馬世長・丁明夷・許宛音の執筆）、馬世長・丁明夷『中国佛教石窟考古概要』（藝術家出版社・台北、二〇〇七年三月。原著の要部を改稿したもの）、頼非（a）「北朝刻経の起源・発展と分布」（山東省石刻藝術博物館・河北省邯鄲市文物局（編）『北朝摩崖刻経研究（三）』、内蒙古人民出版社・呼和浩特、二〇〇六年七月）等がある。

北朝の現存・曾存佛教石刻を整理したものに、頼非（b）「山東北朝佛教摩崖刻経調査与研究」の付表（北朝・隋唐佛教刻経一覽表）（科学出版社・北京、二〇〇七年二月）があり、北齊期については桐谷征一（a）「北朝摩崖刻経と経文の簡約化―選択から結要へ―」の付表（北齊期成立地区の刻経内容については李裕群「鄆城地区石窟与刻経」（『考古学報』一九九七年第四期）の付表（鄆城諸石窟刻経一覽表）、馬忠理「邯鄲鼓山・滏山北齊佛教刻経」の付表（邯鄲北朝摩崖佛教佛名統計表）（山東省石刻藝術博物館（編）『北朝摩崖刻経研究（統）』、天馬圖書有限公司・香港、二〇〇三年二月）、山東地域については田熊信之「山東西部における刻経事業について」の付表（佛経刻字）（『学苑』第八四五号、二〇〇一年三月）、また本稿であつた法華経関係では桐谷征一（b）「中国における法華経の石刻」の付表（石刻法華経遺例一覽表）（『浅井園道先生古稀記念論文集 日蓮教学の諸問題』、平楽寺書店・京都、一九九七年二月）等があり、本論はこれらを参考している。

(二) 前掲註（一）頼（a）論文。

(三) 殷光明『北涼石塔研究』（覚風佛教芸術文化基金会・新竹、二〇〇〇年六月）、および前掲註（一）頼（b）書付表。

(四) 東京国立博物館・朝日新聞社（編）『中国国宝展』（朝日新聞社・東京、二〇〇〇年一〇月）第一二二番（無量寿・弥勒二面像）として像容が収載され、刻経も判読できる。張総、「山東碑崖刻経経義内涵索探」（前掲註

(二) 『北朝摩崖刻経研究（統）』所収一八頁および付表一（無常偈石刻相見）参照。なお諸行無常偈は確かに『大般涅槃経』聖行品（四十卷本・四二二頁）に出る雪山童子の「施身聞偈」として有名であるが、訳経史の上では他の多くの経典にも存在する。涅槃経類では、東晋法顯（三三七〜四二二）の訳になる小乗の『大般涅槃経』（三巻あるいは二巻）にも登場するが、それは雪山童子の話ではない。さらに鳩摩羅什訳『弥勒大成佛経』は弘始四（四〇二）年の訳出であり、これに現れるのが最早と見られるから、諸行無常偈を扱う際には必ずしも『大般涅槃経』のものとは限らないことに注意されてよいであろう。

(五) 繆荃孫『藝風堂金石文字目』卷二。

(六) 洛陽古代藝術館（宮大中（執筆））『洛陽魏唐造像碑批説』（『文物』一九八四年第五期「五月」）、および前掲（一）頼（a）論文。

(七) この他の北魏時代に擬される無紀年刻経碑に関する記録を摘録しておく、錢大昕『潜研堂金石文跋尾』同書卷二の（金剛般若経）は、所在地その他は紹介していないが、訳語から鳩摩羅什訳でなく菩提流支訳であり、字体や異体字の形から北魏時代のもたとされている。王樹楠『新疆訪古録』卷一の（北魏金剛経残碑）は光緒三四（一九〇八）年に吐魯番で出土し政府に運ばれたもので、その書法から北魏時代のもたとされている。

(八) 前掲註（四）張論文六頁および同論文註二四では北魏末〜東魏初と推定する。この諸像の像容及び碑側・背面の銘・画像は、山東臨朐山旺古生物化石博物館（編）『臨朐佛教造像藝術』（科学出版社・北京、二〇〇〇年六月）第六六番・第六七番に収載されるが、その制作時期については北齊と推定されている。なおこの時代における『大方等陀羅尼経』の流行については、倉本尚徳「北朝時代における方等懺と好相行―『大方等陀羅尼経』十二夢王石刻圖像の新発見とその意義―」（『佛教文化研究

論集』第一二号、財団法人東京大学佛教青年会、二〇〇八年三月) 参照。

(九) 繆荃孫『藝風堂金石文字目』巻二。

(二〇) インターネット上の、京都大学人文科学研究所所蔵石刻拓本資料(以下、京大DBと略称)〈天平四年正月造像記NAN0387X〉、淑徳大学中国石刻拓本デジタルアーカイブズ(恒河沙造像記S170_5818)に刻経拓本が掲載されている。像容は、大阪市立美術館編『中国の石佛—莊嚴なる祈り』(同館刊、一九九五年一〇月)第一〇七番〈石灰岩 佛立像〉にあり、その解説によれば、山東省曲阜からの将来と伝えられる、とする。前掲註(一) 頼(a) 論文は曲阜勝果寺の造像と記す。

(二一) 顏娟英(主編)『北朝佛教石刻拓片百品』(中央研究院歴史語言研究所・台北、二〇〇八年五月)第五三番に〈杜英雋等十四人造像記〉の名で碑陰の『高王経』を含む該碑四面の拓影と釈文が収載される。ただしその『高王経』釈文には修正されるべき点がいくつかある。また北京図書館金石組編『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』(全一〇一冊、中州古籍出版社、一九八九—一九九一年)以下、『北図匯編』と略称)では第六冊・一六二頁に碑陽の造像記一面のみを〈杜文雍等十四人造像記〉の標題で収載するが、碑陰の〈高王経碑〉の面は、同冊一七頁に〈杜照賢等十三人造像記〉(西魏大統一三年)の碑陰として誤って収載されている。同様の錯誤が京大DBにもあり、〈大魏杜文雍杜英雋杜零徽等十四人造四面佛記一—四[NAN0486A—D、武定八(五五〇)年二月八日]〉の名で拓本が収められ、とくに碑陰の〈高王経碑〉の面の画像はNAN0486Aになければならないはずであるが、現時点では〈大魏大都邑中殿中将杜景令杜照賢等造四面佛題名二[NAN0464B、大統一三(五四七)年一月一日—五日]〉の画像と入れ替わってしまっている。また、諸家の論考にもこの碑を西魏大統一三年に鑿年する誤りが見られる。

碑陰の高王経経文は一見すると碑陽に比べ文字が小さいので他者の筆かと見まがうが、前掲顔書や京大DBでは詳細に見比べることができ、

例えば経文の「中央」と碑陽の「金剛中」の「中」、同様に「一切衆生」と「合生等福」「蒼生」の「生」、「遊王佛」と碑側の「杜子遊」の「遊」、また前者の遊字の傍の「子」と碑側「邑子」の「子」といった共通する文字や部首を比較すると、同一人の筆跡であると認められる。

(二二) 前掲註(一) 頼(a) 論文が指摘するとおり、王軒撰『光緒』山西通志』巻九七「広福寺石幢」項に天保元(五五〇)年造石幢が山西省鳳臺県周村の同寺にあり、そこには『大威徳経』が書かれている、との記録がある。しかし『大威徳経』といえは、現在一般には隋闍那崛多訳『大威徳陀羅尼経』を指すと思われるが、崛多訳は『歴代三宝紀』の記載によれば隋の開皇一六(五九六)年に訳出されたものであるから、北齊天保元年の時点ではまだ成立していないことになる。しからば、北魏—東魏の佛陀扇多訳『正恭敬経』(一名、威徳陀羅尼中説経)』一卷(現存)もしくは失名訳『威徳陀羅尼神呪』(一名、威徳陀羅尼神呪経)』一卷(佚)。梁僧祐『出三藏記集』巻四、隋法経『衆経目録』は見本「現本」を見ずという。隋彦琮『衆経目録』巻三、唐静泰『衆経目録』巻三は現本の存否を記さず、唐明佺『大周刊定衆経目録』巻一二、唐智昇『開元釈教録』巻五は闕本とする。であろうか。また同じ頼(a) 論文に、天保二(五五一)年の山西省陽曲県の經典殘刻への言及があるが、内容等詳細は未詳。

(二三) 顧燮光『河朔訪古新録』巻七、同『河朔金石目』巻五。

(二四) 繆荃孫『藝風堂金石文字目』巻二、吳式芬『金石彙目分編』巻十補遺。

註(一) 田熊論文には、該碑の小写真が掲載される。

(二五) 繆荃孫『藝風堂金石文字目』巻二、方若『校碑隨筆』巻四。『北図匯編』第七冊・図一〇三—一〇四。神田喜一郎・西川寧(監修)『書跡名品叢刊』北齊『傅脩羅碑』/水牛山文殊般若経碑』(二玄社・東京、一九七二年六月)の西林昭一氏の解説が示唆に富む。京大DBでは〈郷老拳孝義傳敬碑[NAN0548X]〉の一面は収められるが、反対面(いずれが碑陽か諸説あり)の『維摩経』は収載されていない。前掲註(一) 頼論文に

よれば、二〇世紀半ばに毀滅したとされる。

- (一六) 謝振發「北響堂山石窟南洞北齊石經試論—唐邕の刻経事情をめぐって—」(曾布川寛〔編〕『中国美術の図像学』所収、京都大学人文科学研究所、二〇〇六年三月) 三五頁によれば、さらに河南博物院所蔵東魏の立佛三尊像(舟形光背の背面)、北齊天保一〇(五五九)年銘李榮貴等人造像碑に『妙法蓮華經』觀世音菩薩普門品の刻経があり、また東魏武定六(五四八)年銘志明造像碑も同じ普門品の石経ではないかと考えられる、としている。しかしこのうち(志明造像碑)については、『北図匯編』第六冊・図一四九の解説によれば碑陽は上段に造像、下段に刻記、他の三面はすべて像であるとのこと、刻経は無いようである。他の二点は現時点では筆者未見。

- (一七) 李福順「河南發現北魏摩崖石刻」、博愛県县委宣传部「北魏摩崖石刻・丹道・石佛灘」(上記二点は、『中華文化画報』二〇〇二年五月)、張雪芬「河南博愛県青天河峡谷新發現北魏摩崖窟觀世音像」(『華夏考古』二〇〇五年第一期)参照。また劉正成(主編)『中国書法全集』第一七卷北朝造像(榮宝齋出版社・北京、二〇一〇年一月)には鮮明な拓本写真と宮大中氏による釈文・解説がある。

なお、諸家の報告に洛陽龍門石窟蓮花洞の〈陀羅尼經〉(心經)を北魏に掛け、あまつさえそれを蓮花洞主尊の造像時期とされる北魏延昌年間(五二二―五二五)に比定して中国最古の摩崖刻経とする見解も見受けられる。この〈陀羅尼經〉とは、洞入口に「伊闕」と明代に大書後刻されるより以前に同摩崖壁面にあつた刻経であるが、これは唐代に漢訳される種の形で流通した『佛頂尊勝陀羅尼經』の一つで、武周如意元(六九二)年の刻記があるものである。また〈心經〉とは『般若心經』もしくはそれ以前の異訳を指している場合もあるが、窟内二点の刻経は訳文から後秦鳩摩羅什訳と一部に伝えられる旧訳の『摩訶般若波羅蜜大明咒經』ではなく、一般に玄奘訳とされる『般若心經』に一致するから、これも

後代のもので、いずれも最古の刻経とするのは誤りである。劉景龍「蓮花洞」(科学出版社・北京、二〇〇二年九月)には同洞の詳細な報告と総ての刻記の釈文があり、これを参照した。

- (一八) 前掲註(四) 張論文四頁と付表一(「無常偈石刻相見」)を参照。原石は失われたが拓本は遺存しており、『北図匯編』第五冊・二〇三頁に収載され、そこでは北魏刻とされている。清の葉昌熾「語石」巻四は北齊刻とする。本刻経中『大般涅槃經』偈の「若能至心聽」は、『大正藏經』所収の四十卷本(北本)・三十六卷本(南本)ではないけれども「若有至心聽」とあつて一字の異同があるが、隋の灌頂『大般涅槃經疏』は当刻経と同じ文字を記している。

- (一九) 河南省古代建築保護研究所「河南安陽靈泉寺石窟及小南海石窟」(『文物』一九八八年第四期(四月))。

- (二〇) 北響堂山石窟の開鑿時期については、曾布川寛『中国美術の図像と様式(研究篇)』第三篇第二章「響堂山石窟考」(中央公論美術出版、二〇〇六年四月。初出は『東方学報(京都)』第六三冊、一九九一年三月)による。また『唐邕刻経記』については、水野清一・長広敏雄「響堂山石窟」(東方文化学院京都研究所・京都/丸善・東京、一九三七年六月)、および前掲註(一六) 謝論文の付録一を参照。この北響堂山南洞(刻経洞)には、天統四(五六八)年から武平三(五七二)年の刻経として、『維摩經』、『勝曼經』、『李經』、『弥勒成佛經』、『無量義經』、『無量寿経論』、および『唐邕刻経記』の石刻があり、その配列と鐫刻の順序については、前掲註(一六) 謝論文の報告と考察がある。

- (二一) 馬忠理(a)「邯鄲鼓山・滏山石窟北齊佛教刻経」(前掲註(一)『北朝摩崖刻経研究(続)』所収)、同(b)「邯鄲北朝摩崖佛經時代考」(前掲註(一)『北朝摩崖刻経研究(三)』所収)、前掲註(一) 李論文など。

- (二二) 中皇山石窟の刻経年次は、前掲註(一) 李論文の推定による。ほかに、馬忠理・張沅・程跃峰・江漢卿「滏山中皇山北齊佛教摩崖刻経調査」(『文

物』一九九五年第五期〔五月〕、前掲註（二二）馬論文兩篇、江川式部「中皇山鳩皇宮と佛教石經（氣質澤保規（編著）『中国華北の佛教石刻と遺跡の調査報告（二〇〇五年九月三日～二日）』所収、『駿台史学』第一三〇号、二〇〇七年三月）、書法からの考察として古川徹「中皇山刻經の一考察」（『広島文教女子大学紀要』第二九卷、平成六年（二月）、など）がある。

（二三）光緒一八（一八九二）年に成った『山西通志』は卷九七に「屋駮磴石經」項を設け、もと遼州にありとし、その根拠として『寰宇記』の記事を上げる。『太平寰宇記』卷四四は遼州遼山県の項に屋駮磴を記し、『郡国志』に云わく「高齊の初め、山腹を鑄し一切釈經をここに写す（高齊之初、鑄山腹寫一切釋經於此也）」とする。『山西通志』はこれに考察を加え、屋駮磴について今その所在は不詳であるが、武郷県の東七〇里に墨磴峰があり、その遼州に通じる道が石壁千仞であること、また文墨磴の呼称があるが写經の意からそのように名づけられたのではないかと推測した。次いで光緒二七（一九〇一）年に成った『語石』は卷四に、山西の遼州より新たに仏經の摩崖の巨幅が発見され、縦横尋丈で、字は方径寸許、極めて險勁であるとし、その地は墨磴峰とよばれ、遼州を距たること四五里で、古の屋駮磴であろうとし、その經はすなわち華嚴成就品（『大方広佛華嚴經』八〇卷本の「世界成就品」）であるが、「一切」というからには一經一品には止まらないのであろう、と紹介している。なお註（一）頼（b）書ほかの指摘に、『山西通志』卷九七を根拠に北齊天保三（五五二）年の石刻華嚴經とされるが、未詳。

（二四）前掲註（一九）河南省古代建築保護研究所論文。なおその遺跡の詳細については、同前研究所（編）『寶山靈泉寺』（河南人民出版社・鄭州、一九九一年二月）、大内文雄「南北朝隋唐期佛教史研究」第二篇第八章「隋唐時代の寶山靈泉寺―寶山靈泉寺石窟塔銘の研究」（法蔵館、二〇一三年三月）参照。

（二五）劉建華「河北曲陽八会寺隋代刻經龕」（『文物』一九九五年第五期〔五月〕）、氣質澤保規「河北曲陽の八会寺佛教石經と華北刻經事業」（科学研究報告書『東アジア佛教確立期における中国佛教石刻文物の資料的地域的研究』所収、二〇〇九年三月）

（二六）北響堂山石窟の「妙法蓮華經普門品第廿四」の經題石刻に関しては、二〇一〇年六月二八日の筆者現地調査において視認。

（二七）王振國「關於河南省林州市洪谷寺千佛洞的造像与刻經」（『敦煌研究』二〇〇三年第五期〔一〇月〕）。

（二八）房山雷音洞における刻經の完成時期については、桐谷征一「房山石經妙法蓮華經」（日蓮宗本納寺／法蔵館・京都、二〇〇五年六月）の〈解説〉篇に収められた「房山雷音洞石經攷」の第三節「刻經事業の草創と雷音洞」および「補注四」「補注九」の見解に従う。雷音洞以外の藏經洞の刻經は、これ以後に完成していく。

（二九）当遺跡の現地調査は、平成二三（二〇一一）年夏季に中国山西省・河北省の各地に多数散在する佛教史跡・石刻遺物資料を踏査する中、八月三〇日に実施した。全日程にわたる調査結果については、拙稿「中国山西・河北地域における北朝隋唐時代佛教石刻資料の実地調査報告（二〇一一年八月～九月実施）」（『東アジア石刻研究』第四号、平成二四年三月）において概要を報告している。なお本現地調査に当たっては、立正大学大学院生・同法華經文化研究所研究生 梶原亮大君の協力を得た。記して謝意を表したい。

（三〇）佛教の古写經中、最古期の紀年を有するものは敦煌發現の曹魏景初二（二三八）年敦煌太守倉慈（写）『佛說五王經』をはじめ、西晋咸寧四（二七八）年張自言夫婦（供養）比丘沕汁（写）『陀羅尼神咒經』卷四、西晋元康五（二九五）年比丘善惠（写）『戒縁』卷下、西晋元康五（二九五）年比丘善惠（写）『犯戒罪報輕重經』等があるが、これらはいずれも従来存疑（後世の制作の可能性）を差し挟まれている。目下存疑とされない最古の

写経は、大谷探検隊によって吐魯番の吐峪溝より将来された西晋元康六年(二九〇)年の識語を有する『諸佛要集経』と見られる。これはかつて大谷家二楽荘に所蔵され、香川黙識(編)『西域考古図譜』下巻(国華社・東京、大正四(一九一五)年六月)、龍谷大学佛教文化研究所/井ノ口泰淳(編)『西域出土佛典の研究』(法蔵館・京都、昭和五五(一九八〇)年七月)等に掲載されている。さらに近年、同写経の他の断片が旅順博物館蔵の漢文佛典写本断片冊に収められていることが確認され、旅順博物館・龍谷大学(編著)『旅順博物館蔵 トルファン出土漢文仏典断片選影』(刘广堂・上山大峻(主編)、法蔵館・京都、平成一八(二〇〇六)年一月)に掲載された。

なお法華経関係の有紀年最古期写経(いずれも部分片)としては、北凉神璽三(二九九)年張施(写)『正法華経』光世音品(吐魯番高昌故城出土、ベルリン国立アジア美術館「旧インド美術館、在ダーレム」蔵)、西凉建初七(四一〇)年比丘興達(供養)比丘興僧彊(写)『妙法蓮華経』卷一(庫車あるいは吐魯番出土、大谷家二楽荘旧蔵)、乙卯歲(西凉建初一一/後秦弘始一七(四一五年)か)姚阿姬(供養)『妙法蓮華経』卷五(敦煌出土(？)、上海図書館蔵)、己巳歲(北凉承玄二(四二九)年)令狐岌(写)『妙法蓮華経』方便品(吐魯番出土、書道博物館蔵)、北魏和平四(四六三)年曾根(供養)『妙法蓮華経』卷四(存疑、敦煌出土(？)、京都国立博物館蔵)、柔然永康五(四七〇)年比丘德願(供養)『妙法蓮華経』卷一〇(吐魯番出土、書道博物館蔵)があり、これに続くものが本文で言及する劉宋昇明元(四七七)年の觀世音菩薩普門品である。

以上の写本の紹介記事および写真版については、池田温(編)『中国古代写本識語集録』(大蔵出版・東京、一九九〇年三月)参照。北凉の『正法華経』については、『トルファン古写本展』(朝日新聞社・東京、一九九一年一月)第三番に写本の全体が載るほか、その紙質等については藤枝晃『トルファン出土仏典の研究』—高昌殘影集録(法蔵館・京都、

二〇〇五年三月)の「第一章 総説」に言及がある。また書道博所蔵分については、後掲註(三三) 磯部書に載る。

(三二) 池田温(編)『中国古代写本識語集録』の第九九番「妙法蓮華経普門品 蕭道成題記」(BCH22「遺跡」: T II T2071) に於て。

(三三) 写経写真は、IDP (International Dunhuang Project) 公開データベースの「CH 422」画像資料を閲覧。

(三四) 磯部彰(編)『台東区立書道博物館所蔵 中村不折旧蔵禹域墨書集成 卷上』(文部科学省科学研究費特定領域研究(東アジア出版文化の研究) 総括班/二女社、二〇〇五年三月)に、第〇二〇番「觀世音経」(本紙: 二五八×七三〇mm)として所収。遺存部分は、本稿付表の(沙峪摩崖本刻文及び校合表)の経文に照らせば、五四行目(「即現婦女身而爲説」法應)の二文字、五五行目(「即現童男童女」身而)の二文字、および五六行目「修羅迦樓羅」以下末尾までに当る経文と識語である。当該識語には、「觀世音経」四十巻の写経を制作した次第・目的などが記され、「大魏孝昌三年歲次丁未四月癸巳朔八日庚子佛弟子假冠軍將軍樂城縣開國伯尹波敬寫」とある。饒宗頤(主編)『魏晋南北朝敦煌文獻編年』(新文豐出版・台北、一九九七年一月)参照。

(三五) 吐魯番地区文物管理所「柏孜克里克千佛洞遺址清理簡記」(『文物』一九八五年第八期「八月」、柳洪亮(執筆)に紹介される。そこでは「妙法蓮華経觀世音菩薩普門品」と呼称してはいるが、経の首部が開けているため、これが『妙法蓮華経』として書写されたものか、あるいは『觀世音経』であったのか判断することができない、とされる。新疆維吾爾自治区吐魯番学研究院・武漢大学中国三至九世紀研究所(編)『吐魯番柏孜克里克石窟出土漢文佛教典籍』(文物出版社・北京、二〇〇七年九月)第二八一番に「妙法蓮華経(卷七) 觀世音菩薩普門品第二五」として原色大判写真と釈文が収載される。また吐魯番博物館(編)『吐魯番博物館』(新疆美術攝影出版社、一九九二年八月)第二二二番・第二二三番には原

色小版写真を収載。王素〔編〕『吐魯番出土高昌文獻編年』(新文豐出版、台北、一九九七年一月)参照。

(三五) 国家文物局主編『中国文物地圖集・山西分冊』(中国地圖出版社・北京、二〇〇六年二月)。紹介記事の原文は次のとおり(簡体字・アラビア数字は改めた)。

沙峪摩崖造像(陽光占郷沙峪村東約二〇〇米・東魏、隋・唐文物保護單位)

造像分布于東西走向砂石質山崖上、共四区、分布長度約二七米。一区造像八龕、其中二龕雕作塔形、内雕一佛二弟子、或外雕力士二区為尖拱龕一六個、龕内或一佛二弟子、或一佛二菩薩、壁面。大魏武定二年(五四四)十一月十日造。開皇九年(五八九)四月十五日造。題刻三區為千佛造像、正中為一坐佛、高〇・一二米、四區為二尊并列菩薩立像、壁面有。開皇五年(五八五)造像題刻。

(三六) 『青天河摩崖石刻』の刻文を、前掲註(一七)『中国書法全集』第一七卷第七二番の拓本写真に基づいて翻刻すれば、次のとおり。なお該書における宮大中氏の釈文とは一部判読を異にするところがある。(傍点は不鮮明箇所。字義未定の「穉」〔宮氏は蘇と推定〕以外は正字で統一した)

妙法蓮華經普門品第二十五

爾時無盡意菩薩即從坐起偏袒右肩合掌向佛而作是言世尊

觀世音菩薩以何因緣名觀世音佛告無盡意菩薩善男子若有

無量百千萬億衆生受諸苦惱聞是觀世音菩薩一心稱名觀世音菩薩

即時觀其音聲皆得解脫

佛弟子清信士建等庸軟恭處朝末猥蒙所遣通治丹道卅二難從南至北造作垂訖會

遇此難其側有自然石堪可造靈容遂發微刊造觀世音像一区并注觀世音經序首一

啓欲令路必憩息之暇因生禮誦敬拜讀靡不感悟經福不唐捐可謂妙旨之明驗後願斯

道堅固永無虧損使行士馳途坦然無導所願如其道以大魏永平九年冬十有一月建功至二年

春二月成訖凡用夫四千其日九旬

〔觀世音菩薩線刻画像在此處〕

南無觀世音菩薩消伏一切毒害行人見者宜發菩提心

長史趙郡李雍

兼主簿令史素猛

司馬渤海高成

主簿領令史姜達

厲威將軍覆津太守監治道都將

主簿兼長史閻茂

軍副令史賈顯

長史汝南周祐

軍副令史王方興

員外將軍都副將武功穆建

司馬新平馮珍

軍副令史李樹

主簿帶軍主廣平司空湛

軍副令史郭達

當此難軍主趙郡劉運

軍主令史田顥

大魏永平二年春二月造

軍主穎川郡郭龍遠

匠潘惠孫造

軍副韓道遵

幢主張俱羅

(三七) 前掲註(一) 桐谷(b) 論文参照。なお『藝風堂金石文字目』卷二に『觀世音經天公經』が「正書 原籤開皇八年二月」とのみ簡潔に言及されるが、詳細は不明。また前掲註(一六) 謝論文に言及される三碑についても、現時点で未確認のため、本文には挙げていない。

(三八) 『響堂山石窟碑刻題記総録』(外文出版社・北京、二〇〇七年)に拓本と釈文がある。その釈文では経題末尾を「品第七」としているが、拓本の字影によれば「七」ではなく「廿」の一部と判読できる。

(三九) 碑の経題は、馬忠理「鄴都近邑北齊佛教刻經初探」(中国書法家協会山東分会・山東石刻藝術博物館(編)『北朝摩崖刻經研究』齊魯書社・濟南、一九九一年二月)による。なお同論文には、この碑とは別の武平四(五七三)年木井寺刻經碑にも『法華經』普門品が刻されているとの報

告があるが、倉本尚徳『觀世音十大願經』と『觀世音仏』(『東方宗教』第一一九号、二〇一二年五月)はそれを『觀世音十大願經』であると指摘修正している。

(四〇) これに対し、中皇山石窟外壁の(趙妃母刊觀世音經)は一部の経文が遺存するに留まるが、その遺存文字の配列から経文全体の配置を推測すると、(沙峪本)・(南響堂山本)で脱落していた一九文字は、(趙妃母刊觀世音經)では佛龕直下の行頭が下がった部分の一六行目一〇〜二八文字目に含まれていたことになり、彼の二本とは異なって、他の校合諸本と同じ系統の経文であったと考えられる。

*本稿においては、「佛」「藝」「龍」のほか引用史料および人名に関わる漢字については本字を用いた(参照した文献の題名は原表記)。

*本稿は、二〇一〇年度～二〇二二年度文部科学省科学研究費助成研究「六朝隋唐時代をめぐる仏教社会基層構造の解明と仏教石刻資料データベースの構築」（研究代表者・気賀沢保規、研究課題番号・二三三二〇一四四）において提出した報告書をもとに、その後入手することができた資料にもとづいて増補改稿したものである。

付表一

沙峪摩崖造像刻記釈文

※先頭の数字は本整理の通番。へ～の数字は、従前の調査の際と見られる遺跡崖面に塗料で記載された整理番号。ただしすべての龕や刻記に記されているわけではない。

※「。」は空格。王朝名の、隋、隋、隨、隨、等以外の異体字は、原則として正字で統一した。

【第一区】

1. (へ) 第一区西巖上段塔龕（坐佛二脇侍二金剛二獅子）の刻記（龕左脇外）

開闢（以下闕）

子略弟（以下闕）

釋迦像二圍薩金剛師子上

爲國主及七世父母所生父

母邊地衆生蠢動俱登正覺

七世祖王玄々生王毘々生

王清々生王華々生欸々生王

道々生王蜀々生王蓋々生王□□

2. (こ) 第一区西巖下段小龕（一立佛二脇侍二獅子）の刻記（龕左脇外および下）

開皇五年四月八日佛□□

圍圍仁妻路男妃恩阿男

息石生敬造像一區上圍

七世父

母所生

父母□□

邊地

圍生

□□

□□

3. (5) 第一区西半下段塔龕（一坐佛二脇侍二金剛二獅子）左脇の摩崖碑状（上部に一坐佛二脇侍小龕）刻記

（……………以上無字）松林

因隋開皇四年四圍（約三字闕）弟子王松

常（約十二字闕）……………都將

北（約十二字闕）……………將軍

祿（約十二字闕）……………紫

好光（約十字闕）……………住妙

王兵男（約九字闕）……………林

姪王端敬（約八字闕）……………墨

（……………以上闕）年記

4. (7) 第一区西半最下段小龕（一坐佛）の刻記〔龕右方〕

大開開皇十年

五月卅日佛

王王永玩（以下不清）

5. (8) 第一区東半上段西大龕（一坐佛二脇侍）外の供養人浮彫脇の刻記〔龕

左脇外〕

佛園子張定香

侍佛時

6. (10) 第一区東半上段東大龕（一坐佛二脇侍）左脇の小龕（一坐佛二脇侍）

の刻記

開皇六年十一

月廿八日佛弟

子□□□造

釋迦一區爲

七世父母因縁

眷屬邊地來

生一時成道

7. (13) (?) 第一区東半中段大龕（一坐佛二脇侍）左脇上部の供養人浮彫の

刻記

佛弟子張

匱供養

8. (同前) 第一区東半中段大龕左脇下部の供養人（一人目）浮彫の刻記

佛弟子張

匱供養

9. (同前) 第一区東半中段大龕左脇下部の供養人（二人目）浮彫の刻記

佛弟子張

匱供養

10. (同前) 第一区東半中段大龕左脇下部の供養人（三人目）浮彫の刻記

佛園子張

匱供養

11. (同前) 第一区東半中段大龕右脇上部の供養人浮彫の刻記

清信□□□因

匱供養

12. (同前) 第一区東半中段大龕右脇横の供養人（一人目）浮彫の刻記

佛弟子張

匱供養

13. (同前) 第一区東半中段大龕右脇横の供養人（二人目）浮彫の刻記

佛弟子張

匱供養

14. 〈同前〉第一区東半中段大龕右脇横の供養人（三人目）浮彫の刻記
佛弟子張圓
〔張圓龕佛子〕
15. 〈同前〉第一区東半中段大龕右脇下部の供養人（一人目）浮彫の刻記
佛弟子張洛圖
〔張洛圖時〕
16. 〈同前〉第一区東半中段大龕右脇下部の供養人（二人目）浮彫の刻記
佛弟子張□□
〔張洛圖時〕
17. 〈同前〉第一区東半中段大龕右脇下部の供養人（三人目）浮彫の刻記
佛弟子張□□□
□□□時
18. 〈同前〉第一区東半中段大龕右脇下部の供養人（四人目）浮彫の刻記
（一行？不清）
19. 〈同前〉第一区東半上段西大龕直下の極小三龕の各刻記
郭瑪質
張像主
張□圓
20. 〈同前〉第一区東半中段大龕右方の極小三龕の刻記
佛弟子周□□
佛弟子張圓圖
清信（以下不清）
21. 〈14〉第一区東半最下段西側小龕（一坐佛二脇侍）の刻記（龕右脇外）
大隋開皇四年歲次甲
22. 〈同前〉第一区東半下段中央小龕（一坐佛二脇侍）の刻記（龕右脇外）
開皇九年四月十五日弟子清信
（約四字不清）爲亡父母造釋迦像一區
〔圖〕（約五字不清）〔因圖〕□徒邊地衆
〔因圖〕□作佛
23. 〈15〉第一区東半最下段東側二小龕（各一坐佛二脇侍）の刻記（龕左脇外）
大隋開皇四年七月十日□（以下闕）
弟子李僧珍妻圖因圖息圖□
弟長崇弟子建上爲國主下及
一切衆生敬造雙佛像兩區并
七世先靈合家眷屬俱登正覺
24. 〈同前〉前記二小龕下の三小龕（龕最上部の痕跡。以下の巖は亡失）の刻記
（前闕）
□（以下闕）
□（以下闕）
□（以下闕）
傳（以下闕）
供（以下闕）（末行）
- 辰六月十五日佛弟子
王永昌爲上母七世先
上見存眷屬造釋迦象
一區願一切有刑俱登
正覺。祖豐洛父子寧
母衛善娥弟顯昌侍佛
時

【第二区】

25. 〈不詳〉第二区上段全面の「妙法蓮華經觀世音菩薩普門品」刻経
付表二に記載。

26. 〈不詳〉第二区上段全面の「妙法蓮華經觀世音菩薩普門品」刻経の刻記

大魏永安二年十一月十日戊寅勸化主張遷香

張伏保杜園張園光楊園張法光張四龍李世洛張

園園慶格僧興園張周匡程清奴張洛成王先仁

園園張僧護王貴和華園程香園李萬萇張惠奴連

苟連居張園張園胡張景任洪林原歡張賓合世人

□。敬造觀世音經一卷國主老壽佛法興隆四方

園大後爲造經諸人等體力安和無諸留難彌勒下

生願登初首一時園園願々園園所求如意

大魏永安二年十一月戊寅朔五日清

園士佛弟子張遷香張雙張洛成張湛

園弟四人等發願造像園區上爲國延主

祚爲七世父母生身父母因緣眷屬後

爲兄弟見存田園者高園所求如意園

園園天園園家頼願々從心普同思慶

27. 〈不詳〉第二区東端上段小龕（一坐佛四脇侍？）の刻記（龕右下）

（上闕）□□

（上闕）世父□□

（上闕）□□□□

（上闕）（上不清）衆□□□

28. 〈不詳〉第二区最西端裏面の極小六龕の刻記

比丘尼智空園園區爲父母比丘寶能園園區園

29. 〈不詳〉第二区最西端側面上部の刻記

開皇八年十一月

九日佛弟子王清

父南道尉芳天尚

書帳内大都督驩

驩將軍金紫光祿

大夫食邑定州九

門關開國侯王明

□妻願□王清妻

園妙（以下闕）

園園（以下闕）

園園（以下闕）

30. 〈不詳〉第二区最西端側面中段小龕（一坐佛）の刻記

佛弟子王子（以下闕）

爲亡（以下闕）

嵩金曜（以下闕）

□像一園（以下闕）

31. ②4 第二区最東端中段小龕（一坐佛二菩薩二脇侍二供養人）の刻記（龕下）

（闕）

園園（以下闕）

□（約三文字闕）□□

子陳陵光敬

造釋迦像一區

上爲皇帝七世父

母生身父母合

家大小因緣眷

屬法界衆生未

來生養去世園就

樂不逢小難一時

成佛

32. 〈不詳〉第二区東半中段大龕(一坐佛二脇侍)の刻記〔龕左脇外〕

開皇八年十月八日佛弟子前團□

將軍北□騎兵參軍廣武縣令

齊顯安妻趙團主妻張妻郡君趙

辨識敬造釋迦一區願七世父母合

因緣眷屬合主之須俱登成道

33. 〈25〉第二区東半中段大龕下左小龕(一坐佛二脇侍)と巖東端下段小龕の

間の刻記〔龕左脇外〕

團團□仁團父□□

〔此行不清〕

洪團□□□□□□

□見團團團團□□團

34. 〈26〉第二区東半中段大龕下中央小龕(一坐佛二脇侍)の刻記〔龕下〕

團弟子前□□

團軍嵐州戶曹

參軍團拱偏團

君政願造釋迦團

一區仰爲七世父

母因緣眷屬團

□成道

35. 〈27〉第二区東半中段大龕下右小龕(一坐佛二脇侍)の刻記〔龕右脇外〕

佛弟子前開府參軍□官

領戶五百家□□團建息

定□願造釋迦像一區爲

父母因緣眷屬俱登正覺

36. 〈28〉第二区中央中段小龕(一坐佛二脇侍)の刻記〔龕左脇外〕

開皇九年四月十五日佛弟子張威父

平西將軍淮南王團團因洛成母連

郭女事由團團自敘團息洪團息

士章造釋迦像一區上爲國主七世父

母生身父團邊地衆生俱登正覺

37. 〈29〉第二区最西端最下部西側小龕(一坐佛二脇侍)の刻記

開皇五年四(以下闕)

□妻(以下闕)

敬團(以下闕)

38. 〈同前〉第二区最西端最下部東側小龕(一坐佛二脇侍)の刻記

開團(以下闕)

團趙如團團父母(以下闕)

造釋一區祈爲七世父(以下闕)

邊地衆生一時成佛(以下闕)

39. 〈33〉第二区東半最下段小龕間の刻記

大隋(以下闕)

佛子團(以下闕)

長息軍(以下闕)

息敬造象(以下闕)

父母因緣眷屬(以下闕)

40. 〈34〉第二区東端最下段小龕の刻記〔龕左脇外〕

開皇五年□(以下闕)

□顯珍爲□(以下闕)

(上闕) 區團□□□(以下闕)

(上闕) □時團(以下闕)

【第四区】

41. 〈35〉 第四区東巖東端上段小龕（一坐佛二脇侍）の刻記〔巖左脇外〕

唯大隨開皇三

年九月六日佛

弟子景僧伽造

釋迦像二菩薩

祖父伯明父副

興母史好妃弟

長儒弟僧法合

家内願離苦難

息元尚士暈士昂

42. 〈36〉 第四区東巖東端下段小龕（一坐佛二脇侍）の刻記〔巖左脇外〕

（数行不清）

□未歳（以下不清）

43. 〈37〉 第四区東巖西中段小龕（一坐佛二脇侍）の刻記〔龕左脇外〕

開皇九年四月十五日

前平遙博令又宜歳

□闕管大都督佛弟

子張建妻南息子尚子

才子路敬造釋迦像二

菩薩上爲國主七世父母

所生父母願法界成佛

44. 〈38〉 第四区西巖二菩薩立像の刻記〔巖左側面上段〕

大隨開皇八年歳次戊申

十月□日佛弟子楊洪義

闕造觀音像二闕爲七世

父母闕生父母因縁眷屬

邊地蠢衆生

俱□成佛

45. 〈同前〉 第四区西巖二菩薩立像の刻記〔巖左側面下段〕

楊洪義像

46. 〈同前〉 第四区西巖二菩薩立像の刻記（二像首部間）

大齋主楊永伯

副齋主姚靜相

當陽像主李興闕

東廂像主李長闕

副像主張惠闕

西廂像主王蜀

副像主南松林

二像開明主王松林

副像主王趙子闕

大佛堂主王闕

副堂主楊闕伯

東堪主張闕和

西堪主楊闕義

都邑主闕

副主趙闕嵩

副主張闕

47. 〈41〉 第四区西巖二菩薩立像間中段の小龕（一坐佛四脇侍二師子）の刻記〔龕下〕

大隨開皇五年六月闕七

日（以下不清）

（一行不清）

□□□□七世先闕生

父母因縁眷屬□□□□

邊地蠢動衆生六道成佛

附表一

沙峪摩崖本『妙法蓮華經』「觀世音菩薩普門品第廿四」刻文及び校合表

凡例

本表作成に当たり、とくに摩崖刻経の文字存否、判読可否の状況を示すために、大正新脩大藏経所収の『妙法蓮華經』觀世音菩薩普門品を下敷きとし、そこに摩崖刻経の文を重ね、文字の背景色を異にして表記する方法をとった。行末から次の行頭にかけて原石闕失・判読困難の状態が連続する場合は、前後の行の文字の並びを勘案し、行頭・行末の文字を推定した。

なお異体字については電子的な文字情報が無いものも多く、また本表作成の上で基準としている大正新脩大藏経がその底本である高麗版大藏経再雕本の字体を改め、「万」から「萬」にするなど正字に統一していることにも鑑み、とくに断らない限り、摩崖刻経本文・校合とも原則として正字で表記している。

妙法 (濃色背景) …原石の闕失 觀世音 (淡色背景) …汚損・風化により判読困難

菩薩 (囲み文字) …汚損・風化により文字形一部不可視なるも判読可能なし推定

〔正〕…大正新脩大藏経本 (底本は高麗版大藏経再雕本。なお同初雕本の『妙法蓮華經』は、これまで発見されていない)

〔添〕…隋・闍那崛多・達摩笈多訳『添品妙法蓮華經』高麗版大藏経初雕本 (高麗大藏経研究所公開データベース)〔韓国〕

〔宋〕…大正新脩大藏経校勘本宋版大藏経本 (東京増上寺藏 湖州思溪円覚禅院版 (複写版を立正大学法華経文化研究所にて閲覧))

〔金〕…中華大藏経本 (底本は金版大藏経)

〔八〕…河北省曲陽県黄山八会寺刻経龜 隋開皇十三年 (五九三) 年刻本 (筆者所蔵拓本、写真後掲)

〔房〕…北京市房山雲居寺雷音洞石経唐初刻本 (桐谷征一『房山石経 妙法蓮華經』日蓮宗本納寺/法蔵館、二〇〇五年六月)

〔全〕…上記六本

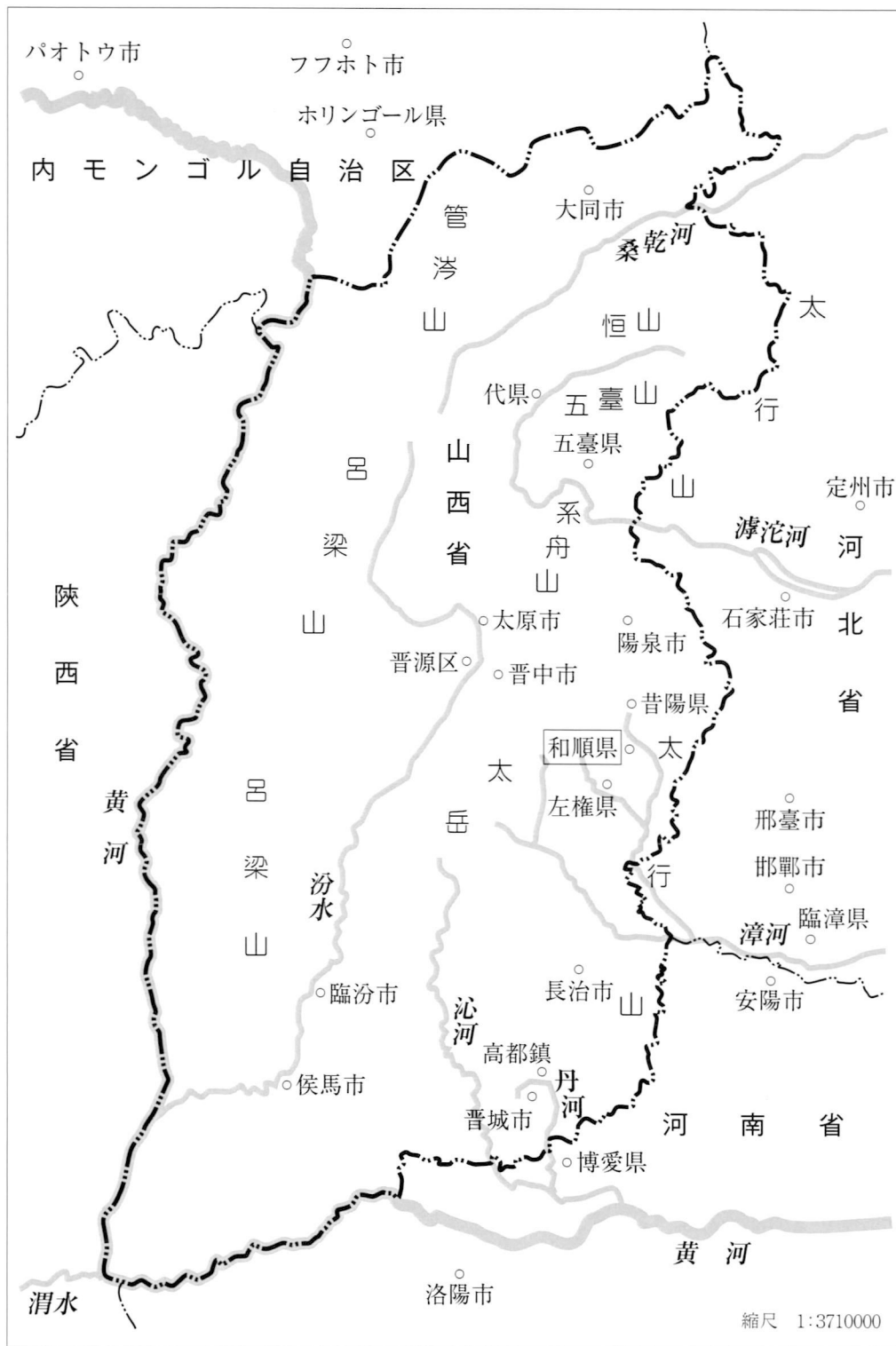
…に作る (無)…無し +…有り (闕)…原石の闕失により不明

		沙峪摩崖本 (北魏永安二〔529〕年刻)	校合
1	妙法蓮華經觀世音菩薩普門品第廿四		
2	爾時無盡意菩薩即從坐起偏袒右肩合掌		
3	向佛而作是言世尊觀世音菩薩以何因緣名		
4	觀世音佛告無盡意菩薩諸男子若有無		
5	量百千萬億衆生受諸苦惱聞是觀世音		5 苦惱 (右半を「忽」と判読) 〓〔正〕〔宋〕苦惱〔添〕〔金〕苦惱 (惱の異体字)〔八〕苦惱〔房〕はこの箇所不清ながら他所で惱を懼とする。本文参照。
6	薩一心稱名觀世音菩薩即時觀其音聲		
7	薩一心稱名觀世音菩薩即時觀其音聲		
8	火不能燒由是菩薩威神力故若爲大水所漂稱		
9	其名號即得淺處若有百千萬億衆生爲求金		

10	銀琉璃車乘馬瑠珊瑚琥珀真珠等寶入於大海假使黑風吹其船舫飄墮羅刹鬼國其中	10	車乘馬瑠 〔正〕〔添〕〔金〕車乘馬瑠〔宋〕碑磔碼磔〔八〕車乘馬瑠〔房〕車乘馬
11	若有乃至一人稱觀世音菩薩名者是諸人等		
12	皆得解脫羅刹之難以是因緣名觀世音若		
13	復有人臨當被害稱觀世音菩薩名者彼所執		
14	刀杖尋段段壞而得解脫若三千大千國土滿中夜		
15	又羅刹欲來惱人聞其稱觀世音菩薩名者是		
16	諸惡鬼尚不能以惡眼視之況復加害設復有		
17	人若有罪若無罪杻械枷鎖檢繫其身稱觀		
18	世音菩薩名者皆悉斷壞即得解脫若三千		
19	大千國土滿中怨賊有二商主將諸商人齎持重		
20	寶經過嶮路其中一人作是唱言諸善男子勿得		
21	恐怖汝等應當一心稱觀世音菩薩名號是菩薩能以		
22	無畏施於衆生汝等若稱名者於此惡賊當得解脫衆商		
23	人聞俱發聲言南無觀世音菩薩稱其名故即得解脫		
24	無盡意觀世音菩薩摩訶薩威神之力巍巍如		
25	是若有衆生多於姪欲常念恭敬觀世音菩薩		
26	得離欲若多瞋恚常念恭敬觀世音菩薩便		
27	得離欲若多愚癡常念恭敬觀世音菩薩便得		
28	願無盡意觀世音菩薩有如是等大國神力多所		
29	益是故衆生常應心念若有女人設欲求男禮拜恭敬	30	恭敬 〔正〕〔宋〕〔金〕〔八〕〔房〕供養〔添〕恭敬／本文參照。
30	觀世音菩薩便生福德知惠之男設欲求女便生端正	31	知惠 〔全〕智慧
31	有相之女宿殖德本衆人愛敬無盡意觀世音菩薩		
32	有如是力若有衆生恭敬禮拜觀世音菩薩隨不唐		
33	捐是故衆生皆應受持觀世音菩薩名號無盡意若		
34	有人受持六十二億恒河沙菩薩名字復盡形供	35	恒河沙 〔全〕恒河沙
35	飲食衣服臥具醫藥於女意云何是善男子善女人	36	女意 〔全〕汝意
36	功德多不無盡意言甚多世尊佛言若有人受持觀世音菩		
37	功德多不無盡意言甚多世尊佛言若有人受持觀世音菩		

<p>38 薩名號乃至一時禮拜供養是二人福政等無異於百千萬億劫不可窮盡無盡意受持觀世音菩薩名號得如是無量無邊福德之利無盡意菩薩白佛言世尊觀世音菩薩云何遊此閻闍世界云何而為衆生說法方便之力其</p>	<p>38 政等 〔正〕〔添〕〔宋〕〔金〕〔房〕正等 〔八〕〔闕〕</p>
<p>41 事云何佛告無盡意菩薩善男子若有國土衆生應以佛</p>	
<p>42 身得度者觀世音菩薩即現佛身而爲說法應以辟支佛身得</p>	
<p>43 度者即現辟支佛身而爲說法應以聲聞身得度者即現聲聞</p>	
<p>44 身而爲說法應以梵王身得度者即現梵王身而爲說法應以帝</p>	
<p>45 釋身得度者即現帝釋身而爲說法應以自在天身得度者</p>	
<p>46 即現自在天身而爲說法應以大自在天身得度者即現大自在天</p>	
<p>47 身而爲說法應以天大將軍身得度者即現天大將軍身而爲說</p>	
<p>48 法應以毘沙門身得度者即現毘沙門身而爲說法應以小王身得度者</p>	
<p>49 即現小王身而爲說法應以長者身得度者即現長者身而爲</p>	
<p>50 說法應以居士身得度者即現居士身而爲說法應以宰官身得</p>	
<p>51 度者即現宰官身而爲說法應以比丘比丘尼優塞優婆夷身得</p>	<p>52 即現宰官身而爲說法 〔全〕 + 應以婆羅門身得度者即現婆羅門身而爲說法 / 本文參照。</p>
<p>52 度者即現比丘比丘尼優塞優婆夷身而爲說法應以長者居士</p>	<p>52 優塞 〔全〕 優婆塞</p>
<p>53 宰官婆羅門婦女身得度者即現婦女身而爲說法應以童男</p>	<p>53 優塞 〔全〕 優婆塞</p>
<p>54 童女身得度者即現童男童女身而爲說法應以天龍夜叉乾闥婆阿</p>	
<p>55 修羅迦樓羅緊那羅摩睺羅伽人非人等身得度者即皆現之而爲說法</p>	
<p>56 應以執金剛神得度者即現執金剛神而爲說法無盡意是觀世音菩</p>	<p>57 金剛神 〔正〕 金剛身 〔添〕 〔宋〕 〔金〕 〔八〕 〔房〕 金剛神</p>
<p>57 薩成就如是功德以種種形遊諸國土度脫衆生是故汝等應當一心</p>	
<p>58 供養觀世音菩薩是觀世音菩薩摩訶薩於怖畏急難之中能施無畏是</p>	
<p>59 故此娑婆世界皆號之爲施無畏者無盡意菩薩白佛言世尊我今當供</p>	
<p>60 養觀世音菩薩即解頭衆寶珠瓔珞價直百千兩金而以與之作是言</p>	
<p>61 仁者受此法施珍寶瓔珞時觀世音菩薩不肯受之無盡意復白觀世音菩薩</p>	
<p>62 言仁者愍我等故受此瓔珞爾時佛告觀世音菩薩當愍此無盡意菩薩</p>	
<p>63 及四衆天龍夜叉乾闥婆阿修羅迦樓羅緊那羅摩睺羅伽人非人</p>	
<p>64 等故受是瓔珞即時觀世音菩薩愍諸四衆及於天龍人非人等受其瓔珞</p>	

66	分作二分一分奉釋迦牟尼佛一分奉多寶佛等無盡意觀世音菩薩
67	有如是自在神力遊於娑婆世界爾時持地菩薩即從座起前白佛言世
68	尊若有衆生聞是觀世音菩薩品自在之業普門示現神通力者當
69	知是人功德不少佛說是普門品時衆中八萬四千衆生皆發無等
70	等阿耨多羅三藐三菩提心
67	<p>一般に知られる『妙法蓮華經』では「娑婆世界」の後に「爾時無盡意菩薩以偈問曰 世尊妙相具……是故應頂禮」の所謂世尊偈（普門品重誦偈）があるが、北周の五七一年〜五七四年頃の訳出増広と見られるから、当然本刻経には存在しない。校合諸本では、「八」以外のすべてにある。（添）は「爾時莊嚴幢菩薩問無盡意菩薩言佛子以何因縁名觀世音無盡意菩薩即便遍觀觀世音菩薩過去願海告莊嚴幢菩薩言佛子諦聽觀世音菩薩所行之行爾時無盡意菩薩即說偈言 世尊妙相具……」となる。）</p>



山西省地図



写真1 沙峪摩崖造像遺跡全景



写真2 第1区（奥）と第2区（手前）



写真4 第1区西半



写真3 第1区東半



写真6 第1区と筆者



写真5 第2区

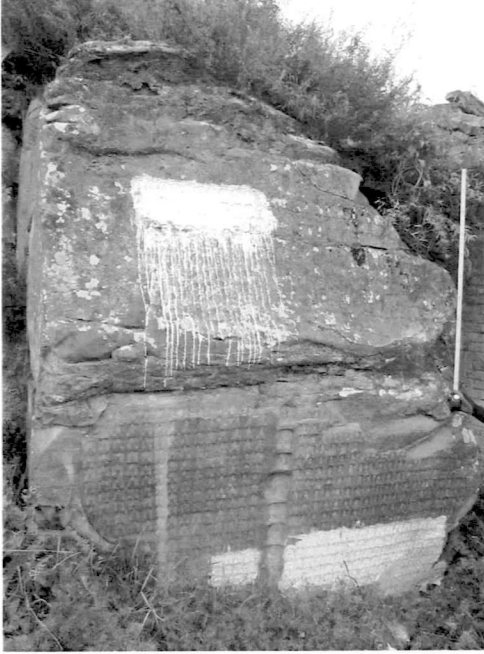


写真8 第3区

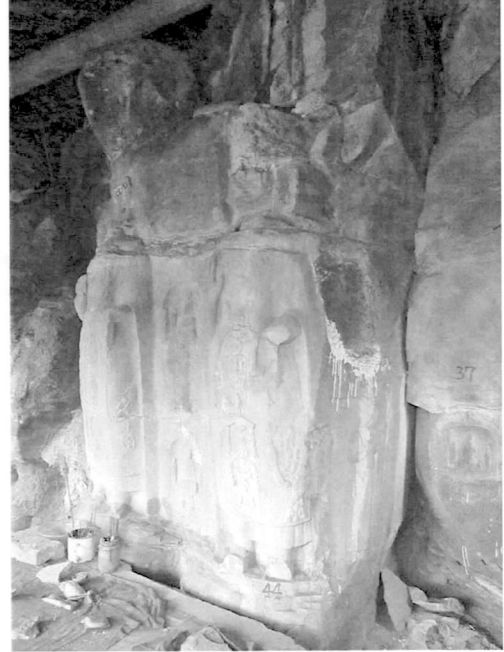


写真7 第4区の二菩薩像



写真10 第2区普門品刻記の「大魏永安二年」刻字



写真9 第4区を覆う祠



写真11 第2区の普門品刻記



写真12 第2区の普門品1



写真13 第2区の普門品2



写真14 第2区の普門品3



写真15 第2区の普門品4



写真16 第2区の普門品5



写真17 第2区の普門品6



参考写真2 刻経龕 西壁景観



参考写真1 八会寺刻経龕 東南側景観

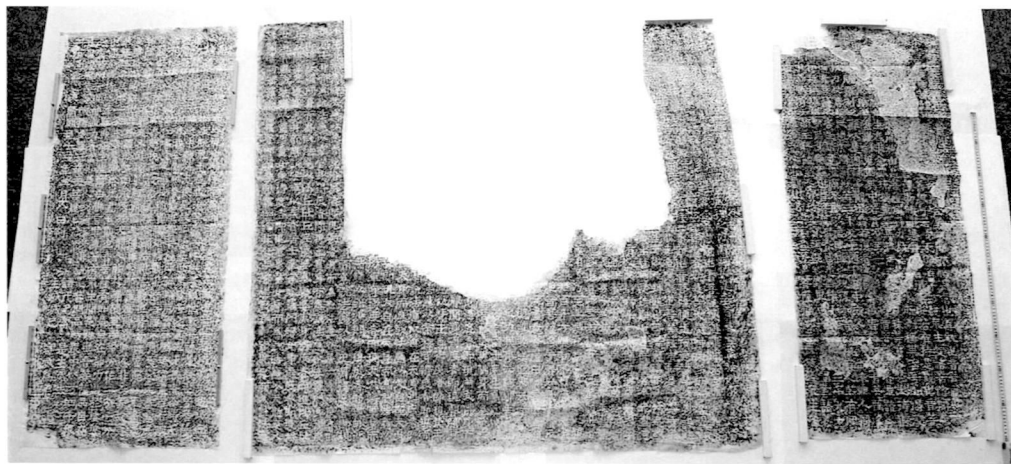


参考写真3 普門品刻経のある西壁龕

龕正壁中央上部には一坐像二立像形式の三尊の痕跡が遺る小龕があり、主尊両脇に「無價寶香」「供養世尊」の刻字がある。



参考写真4 西壁龕内左壁の普門品首部



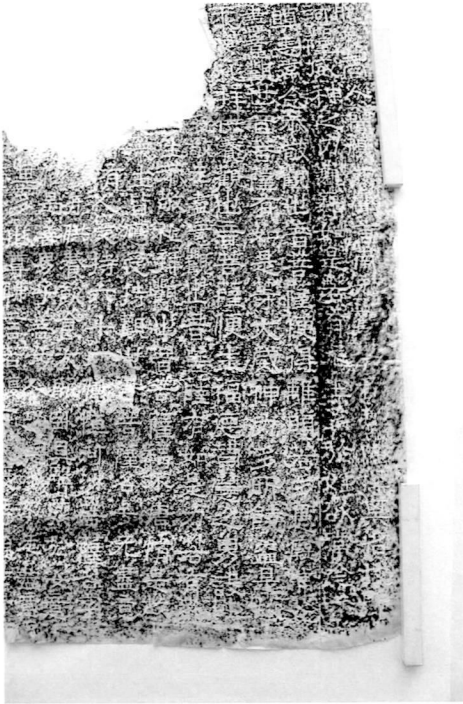
参考写真5 八会寺刻経龕の普門品拓本1 全景



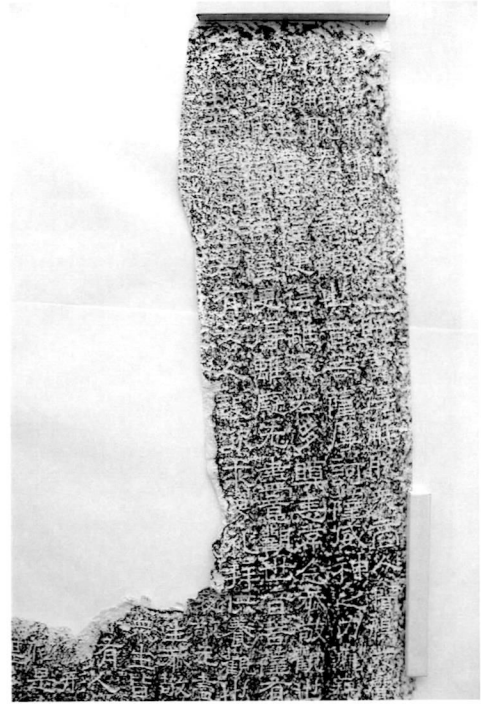
参考写真7 同3 龕内左壁下半



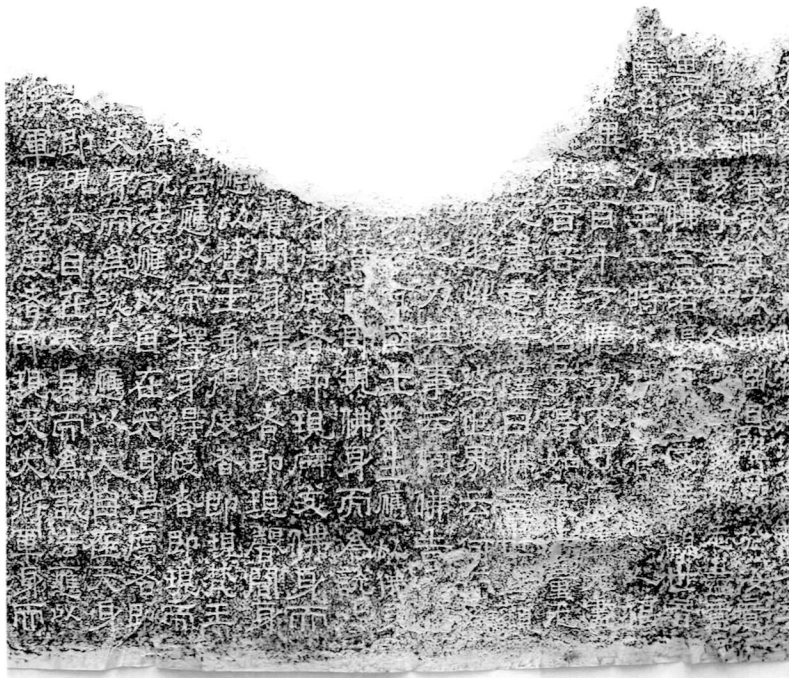
参考写真6 同2 龕内左壁上半



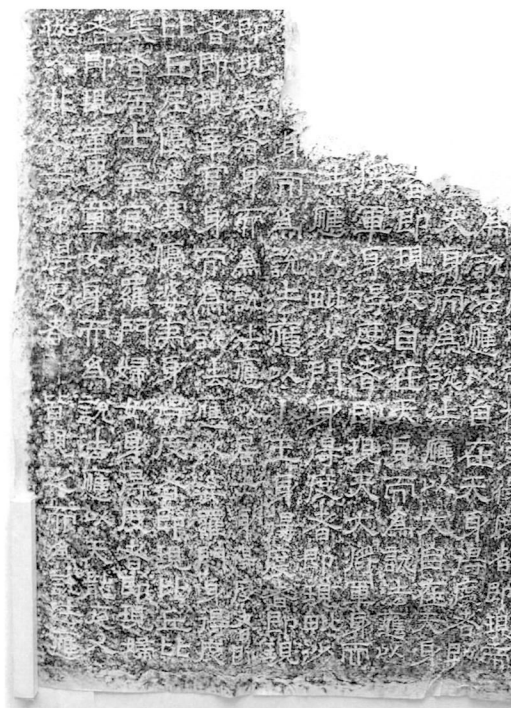
参考写真9 同5 龕内正壁左下半



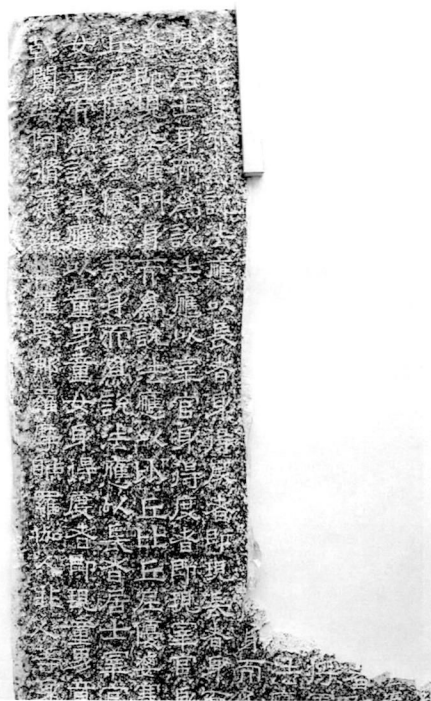
参考写真8 同4 龕内正壁左上半



参考写真10 同6 龕内正壁中央下部



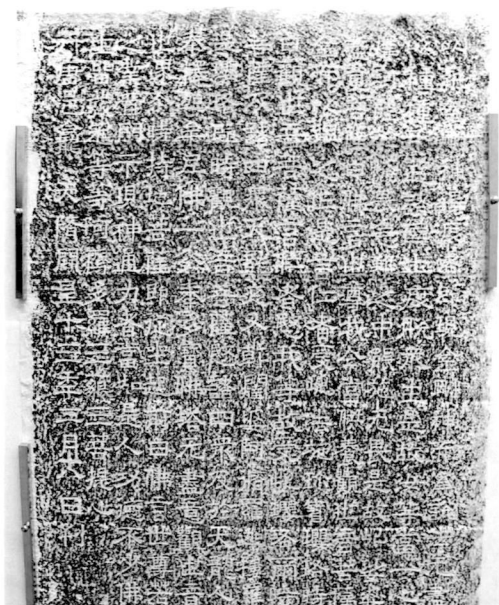
参考写真12 同8 龕内正壁右下半



参考写真11 同7 龕内正壁右上半



参考写真14 同10 龕内右壁下半



参考写真13 同9 龕内右壁上半